

酒税法が第31回税理士試験に登場してから、すでに46回の試験が行われましたが、日常生活においては親しみのある酒に対して課される税であるにもかかわらず、一般の受験生にとってはまだまだなじみの薄い科目であり、また、受験用のわかりやすい参考書もたいへん少ないのが現状です。

酒税法の試験も今年で47回目となりますが、近年の本試験の傾向は、理論重視の試験内容であり、又、個別理論よりも応用理論・事例形式の出題可能性が高くなっています。受験生の皆様は、そのことを念頭に置きながら暗記一辺倒に頼らず、必ず内容を理解してから暗記するよう心がけて下さい。

皆様が本書を活用することによって、一日も早く税理士試験に合格されることを心からお祈りしております。

なお、本書は2026年7月1日現在の施行法令（一部2026年11月1日施行のものを含む）に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject.1

効率的な学習を可能にする本書の構成

本書は、各税法の体系的な学習に役立つよう、各規定をその内容に基づきグループ分けをし、各グループごとに問題番号を付して掲載しております。また、各理論問題が属するグループを確認しやすいように、各理論問題には枝番号を付しております。

これらにより、個別理論の暗記から法律の体系的な学習が可能で一冊となっております。本書掲載の理論を確実なものとする中で、税理士試験の合格に必要な力を身に付けることができます。

体系的な学習で効率 Up!

CONTENTS		もくじ
〔 4 免 税 及 び 税 額 控 除 等 〕		
問題 4-1	未納税移出……………	32
問題 4-2	未納税引取……………	36
問題 4-3	輸出免税……………	38
問題 4-4	輸出酒類販売場から移出する酒類の免税……………	40
問題 4-5	外航船等に積み込む酒類の免税……………	42
問題 4-6	酒税額の控除等……………	44

枝番号で細分化

関連性の高い規定をグループ分け

Subject.2

各規定の重要度が一目でわかる

理論問題の各規定には、過去の税理士試験の出題実績等に基づいて、各規定の重要度に応じた★印を付しております。

- ★★ … 最重要かつ基本的な規定であり、高い精度での暗記が要求されます。
- ★ … 重要または★★を補足する規定であり、その内容を理解し、できるだけ高い精度での暗記を目指して下さい。

(注) ★を付していない規定については、★★及び★を暗記した後に暗記をするようにして下さい。

Subject.3

重要語句の暗記に便利な赤シート

本書は、解答上必要とされる税法用語や規定の適用要件等の重要語句を赤字表記にしています。付属のシートを使用し、赤字表記部分を隠すことで、各理論の最重要部分から暗記をすることが可能となります。(電子書籍版は赤シートに対応していません)

また、赤字表記部分をシートで隠しても文章の全体像を把握しやすいよう、赤字表記部分には、アンダーラインを付してあります。

最重要部分を確実に把握したうえで、文章全体を暗記することで、適切な解答作成が可能となる一冊となっております。

赤シートで暗記 Check !

納税義務の成立

問題 **2-1**

酒税の納税義務の成立

〔1〕 趣 旨

★★

理解に欠かせない重要語句

酒税は、本来間接消費税であり、税の負担者は消費者であることから、酒類の消費の段階又は消費に近い段階を納税義務の成立の時点とすることが望ましい。しかし、酒税法では、徴税技術上の問題及び最小徴税費の原則を考慮し、生産・販売・消費の段階において関係者が少ない酒類の製造者及び引取者を納税義務者とし、最も課税が容易で、かつ、現実である 及び保税地域から引き取られる時を納税義務 としている。

また、これら以外であっても、 及び課税の公平を図るため、移出又は引取り している。

赤シートで暗記の確認

Subject.4

開きやすく閉じにくいオリジナル製本

携帯に便利なB6サイズになっており、確認したいページを開いた状態で片手でも持ちやすい様に、製本を工夫しております。

Point.1

合格を可能にする暗記の手順

STEP.1 重要語句の暗記からスタート

税法用語や適用要件等の赤字表記部分は、解答上の最重要部分となりますので、まずは、**赤字表記部分を中心に覚えて下さい。**
その後、付属のシートで赤字表記部分を隠し、暗記ができているかどうか確認をします。

STEP.2 文章を組み立ててみる

赤字表記部分を踏まえ、**タイトルを見てその内容が説明できるように文章を組み立てる練習**をして下さい。

STEP.3 暗唱できるまで繰り返し

最終的に**理論全体を隠して暗唱**できるよう練習します。
各規定ごとにすらすらと暗唱できるようになることが目標です。各理論問題の内容理解後は反復して暗記に取り組み、本試験には万全の状態で臨みましょう。
なお、条文番号については、暗記をする必要はありません。

納税義務の成立

問題 **2-1**

酒税の納税義務の成立

[1] 趣 旨 ★★

STEP.1

酒税は、本来間接消費税であり、税の負担者は消費者であることから、酒税の負担は税の段階又は消費に近い段階を納税義務の成立の時点とすることが望ましい。しかし、酒税法では、徴税技術上の問題及び最小徴税費の原則を考慮し、生産・販売・消費の段階において関係者が少ない酒類の製造者及び引取者を納税義務者とし、最も課税が容易で、かつ、確実である酒類がその製造場から移出された時及び保税地域から引き取られる時を納税義務の成立としている。

また、これら以外であっても、租税の公平を図るため、移出又は引取りとみなして納税義務

STEP.2

STEP.3

タイトルから
内容を
思い出して
みよう

重要語句を暗記
してみよう

文章を隠して暗唱してみよう

1つの文章が暗記できたら
次の文章の暗記にチャレンジ！

Point.2

使って便利な巻末付録

巻末には合格への近道となる様々な付録を掲載しております。ぜひご活用下さい。

STEP.1

出題頻度や試験傾向が一目でわかる

出題分析表

内 容	回数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
	年度	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
酒類の定義		●															●				

表形式なのですぐに
確認できて便利です

STEP.2

出題内容や文章表現が一目でわかる

過去試験問題

回数 〔年度〕	問 題
第31回 〔昭和56年度〕	酒税法第43条の「みなし製造」の規定の趣旨を説明するとともに、酒類に水以外の物品（当該酒類と同一の種類及び品目に属する酒類を除く。）を混和した場合で、混和後のものが酒類であっても新たな酒類を製造したものとみなされない場合について、5つ例を挙げなさい。

原文を崩さず掲載していますので
文章の特徴を知ることができます。

Point.3

法令等の改正に対応！

改正時には、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

また、細心の注意を払って作成しておりますが、万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア



Point.4

凡例紹介

凡 例

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

1. 酒税法関係

「法」……………酒税法

「令」……………酒税法施行令

「規則」………酒税法施行規則

「通」……………酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

2. 租税特別措置法関係

「措法」……………租税特別措置法

「措令」……………租税特別措置法施行令

3. その他

「国通」……………国税通則法

「災免法」…災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

「災免令」…災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令

〔 1 定 義 〕

問題 1-1 酒類の定義	10
--------------	----

〔 2 納 税 義 務 の 成 立 〕

問題 2-1 酒税の納税義務の成立	14
-------------------	----

〔 3 免 許 等 〕

問題 3-1 酒類の製造免許	18
問題 3-2 酒母又はもろみの製造免許	22
問題 3-3 酒類の販売業免許	24
問題 3-4 製造免許等の要件	26
問題 3-5 製造免許等の取消等	28
問題 3-6 必要な行為の継続	30

〔 4 免 税 及 び 税 額 控 除 等 〕

問題 4-1 未納税移出	32
問題 4-2 未納税引取	36
問題 4-3 輸出免税	38
問題 4-4 輸出酒類販売場から移出する酒類の免税	40
問題 4-5 外航船等に積み込む酒類の免税	42
問題 4-6 酒税額の控除等	44
問題 4-7 被災酒類の酒税額の控除等	48

〔 5 申 告 及 び 納 付 等 〕

問題 5-1 移出に係る酒類についての酒税の申告及び納付等	50
問題 5-2 引取りに係る酒類についての酒税の申告及び納付等	56

〔 6 そ の 他 〕

問題 6-1	納税の担保	60
問題 6-2	みなし製造	62
問題 6-3	酒類等の移出、処分、所持等の禁止規定	64
問題 6-4	酒類製造者等の受忍義務	68

付 録

I	理論問題出題分析表	72
II	過去理論出題問題	74

問題 1-1

酒類の定義

〔1〕 酒類の定義 (法2①)

「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料（次に掲げるものを含む。）をいう。

- ① 薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの。
- ② 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの。

〔2〕 酒類の分類 (法3七～二十三、令2～8)

(1) 清 酒

「清酒」とは、次に掲げる酒類でアルコール分が22度未満のものをいう。

- ① 米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたもの。
- ② 米、米こうじ、水及び清酒かす、アルコール、焼酎（連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎をいう。以下同じ。）などを原料として発酵させて、こしたものの。ただし、アルコール、焼酎などの重量の合計が米（こうじ米を含む。）の重量の50/100を超えないものに限る。
- ③ 清酒に清酒かすを加えて、こしたものの。

(2) 合成清酒

「合成清酒」とは、アルコール、焼酎又は清酒とぶどう糖、米、麦などを原料として製造した酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似し、アルコール分が16度未満、エキス分が5度以上のものをいい、次のいずれにも該当するものをいう。

- ① 原料として米などを使用したものについては、米の重量の合計が、アルコール分20度に換算した場合の当該酒類の重量の5/100を超えないこと。
- ② アミノ酸度が0.5立方センチメートル以上、酸度が1立方センチメートル以上であること。

(3) 連続式蒸留焼酎

「連続式蒸留焼酎」とは、アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留した酒類で、アルコール分が36度未満のものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 発芽させた穀類又は果実（なつめやしの実を除く。以下同じ。）を原料の全部又は一部としたもの。
- ② しらかばの炭又はこれにその他の物品を混ぜたものでこしたものの。
- ③ 含糖質物（黒糖を除く。）を原料の全部又は一部としたもので、留出時のアルコール分が95度未満のもの。
- ④ アルコール含有物を蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させたものの。

(4) 単式蒸留焼酎

「単式蒸留焼酎」とは、アルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機（「単式蒸留機」という。）により蒸留した酒類で、アルコール分が45度以下のものをいう。ただし、(3)①から④に掲げるものを除く。

(5) みりん

「みりん」とは、次に掲げる酒類でアルコール分が15度未満、エクス分が40度以上（原料中ぶどう糖及び水あめ（以下「原料ぶどう糖等」という。）の重量の合計が米（こし米を含む。）の重量の2.5倍以下、温度15度の時における原容量100立方センチメートル当たりの原料として使用された原料ぶどう糖等の固形分の重量が温度15度の時における原容量100立方センチメートル中に含有する不揮発性成分の重量の80/100以下であること。）のものをいう。

- ① 米及び米こうじに焼酎又はアルコールを加えて、こしたもの。
- ② 米、米こうじ及び焼酎又はアルコールにぶどう糖、水あめなどを加えて、こしたものの。
- ③ みりに焼酎又はアルコールを加えたもの。
- ④ みりにみりんかすを加えて、こしたものの。

(6) ビール

「ビール」とは、次に掲げる酒類でアルコール分が20度未満のものをいう。

- ① 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの。
- ② 麦芽、ホップ、水及び麦、米などを原料として発酵させたもの。ただし、麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の50/100以上のものであり、かつ、果実、コリアンダーなどの香味料の重量の合計が麦芽の重量の5/100を超えないものに限る。
- ③ ①又は②に掲げる酒類にホップ又は果実、コリアンダーなどの香味料を加えて発酵させたもの（ただし、麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の50/100以上のものであり、かつ、果実、コリアンダーなどの香味料の重量の合計が麦芽の重量の5/100を超えないものに限る。）。

(7) 果実酒

「果実酒」とは、次に掲げる酒類でアルコール分が20度未満のもの（②から④に掲げるものについては、アルコール分が15度以上のものを除く。）をいう。

- ① 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの。
- ② 果実又は果実及び水に糖類（砂糖、ぶどう糖又は果糖とする。③及び④において同じ。）を加えて発酵させたもの。ただし、加えた糖類の重量が果実に含有される糖類の重量を超えるものを除く。
- ③ ①又は②に掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの。ただし、加えた糖類の重量が①又は②に掲げる酒類の原料となった果実に含有される糖類の重量を超えるものを除く。

- ④ ①から③に掲げる酒類にブランデー等又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の10/100を超えるもの、又は糖類を加えたものについては、加えた糖類の重量が混和後の酒類の重量の10/100を超えるものを除く。）。
- ⑤ ①から④に掲げる酒類にオークを浸してその成分を浸出させたもの。

(8) 甘味果実酒

「甘味果実酒」とは、次に掲げる酒類で果実酒以外のものをいう。

- ① 果実又は果実及び水に糖類を加えて発酵させたもの。
- ② (7)①若しくは②に掲げる酒類又は①に掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの。
- ③ (7)①から③に掲げる酒類又は①若しくは②に掲げる酒類にブランデー等又は糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の90/100を超えないものに限る。④において同じ。）。
- ④ 果実酒又は①から③に掲げる酒類に植物を浸してその成分を浸出させたもの若しくは薬剤を加えたもの又はこれらの酒類にブランデー等、糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの。

(9) ウイスキー

「ウイスキー」とは、次に掲げるものをいう。ただし、①又は②に掲げるものについては、(3)②から④に該当するものを除く。

- ① 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの。ただし、当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が95度未満のものに限る。
- ② 発芽させた穀類及び水によって穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの。ただし、当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が95度未満のものに限る。
- ③ ①又は②に掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの。ただし、①又は②に掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の10/100以上のものに限る。

(10) ブランデー

「ブランデー」とは、次に掲げるものをいう。ただし、①に掲げるものについては、(3)②から④に該当するものを除く。

- ① 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は果実酒（果実酒かすを含む。）を蒸留したもの。ただし、当該アルコール含有物又は果実酒の蒸留の際の留出時のアルコール分が95度未満のものに限る。

- ② ①に掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの。ただし、①に掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の10/100以上のものに限る。

(11) 原料用アルコール

「原料用アルコール」とは、アルコール含有物を蒸留した酒類（(3)①から④に掲げるものを除く。）でアルコール分が45度を超えるものをいう。

(12) 発泡酒

「発泡酒」とは、次に掲げる酒類（(1)から(11)までに掲げる酒類を除く。）で発泡性を有し、アルコール分が20度未満のものをいう。

- ① 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）

- ② ①に掲げる酒類以外の酒類で、ホップ又は苦味料を原料の一部としたもの。

- ③ ①又は②に掲げる酒類以外の酒類で、香味、色沢その他の性状がビールに類似するもの。

(13) その他の醸造酒

「その他の醸造酒」とは、穀類、糖類などを原料として発酵させた酒類（(1)から(12)までに掲げる酒類を除く。）でアルコール分が20度未満、エキス分が2度以上のものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① アルコール以外の酒類を原料の一部としたもの。

- ② アルコールを原料の一部としたもので、アルコール分が15度以上のもの又はその原料中アルコールの重量が水以外の原料の重量の30/100以上のもの。

(14) スピリッツ

「スピリッツ」とは、(1)から(13)までに掲げる酒類以外の酒類でエキス分が2度未満のものをいう。

(15) リキュール

「リキュール」とは、酒類と糖類などを原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの（(1)から(13)までに掲げる酒類、溶解してアルコール分が1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの及びその性状がみりんに類似する酒類を除く。）をいう。

(16) 粉末酒

「粉末酒」とは、溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状の酒類をいう。

(17) 雑酒

「雑酒」とは、(1)から(16)までに掲げる酒類以外の酒類をいう。